監査報告書

令和７年６月２６日

福島国際研究教育機構

理事長　山崎 光悦　殿

福島復興再生特別措置法第 101 条第３項及び第 118 条第２項の規定に基づき、福島国際研究教育機構（以下「機構」という）の令和６事業年度（令和６年４月１日から令和７年３月 31 日まで）における業務執行について監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

１．監査の方法及びその内容

監事は、監事監査規程等に従い、理事長、理事、執行役、内部監査部門その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、必要に応じて内部監査部門と連携し、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他の重要な会議に出席するほか、役職員等からその職務の執行状況について必要に応じて説明を求め、重要な決裁文書等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

また、機構におけるガバナンス体制や理事長、理事及び執行役（以下「役員等」という。）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査に関しては、会計監査人（板橋監査法人）が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、附属明細書等）及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書について検討しました。

２．監査の結果

（１）　業務の実施状況及び中期目標の実施状況

機構の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうか、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて監査した結果、特に指摘すべき事項は認められません。

（２）　内部統制システムの整備及び運用に関する状況

内部統制システムの整備及び運用の状況を監査した結果、特に指摘すべき事項は認められません。

（３）　役員等の不正行為及び法令等に違反する事実の有無

役員等の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する事実については、指摘するべき重大な事実は認められません。

（４）　事業報告書

事業報告書は機構の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

（５）　財務諸表等

会計監査人である板橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

福島国際研究教育機構

監事　森下　信

監事　中西友子